

添田町選挙投票区再編計画

令和8年2月

添田町選挙管理委員会

平成15年に施行された公職選挙法の改正により、手続きが簡素化された期日前投票制度が始まった。この制度の定着により多くの選挙人が期日前投票を利用し、ここ数年執行された選挙では期日前投票を行う選挙人が投票全体の半数を超える状況となり、その結果、反比例して当日投票者数は減少している。また、人口減少に伴い選挙人名簿登録者数も年々減少している。

さらに近年の異常気象等により災害対応の頻度が増加した結果、選挙期間中でも災害に対応するための最低限の職員の確保が必要となっている。当町においては過去、選挙期間中に警戒レベルを付した避難情報を発令した事例があり、この間の災害対応に従事する職員の確保が困難であったことから、より効果的、効率的な選挙事務の執行及び安全安心なまちづくりを図るため、投票区の見直しを行う。

1、投票区の現状

添田町における投票区は12投票区あり、これは記録の残る昭和55年6月から45年間以上変更されていない。投票所は公民館や小学校などの公共施設のほか、一部、地区公民館や集会所など民間施設を利用している。

当町の選挙人名簿登録者数は、令和7年9月1日の定時登録時点で7,262人であり、ここ数年は年200人ほどの減少が続いている。

【参考 添田町各投票区の選挙人名簿登録者数の推移】

投票区	選挙人名簿登録日				
	平成21年 9月1日	令和4年 9月1日	令和5年 9月1日	令和6年 9月2日	令和7年 9月1日
1	807	646	630	614	598
2	1,006	802	780	747	733
3	571	413	387	368	363
4	154	112	106	103	93
5	1,915	1,435	1,393	1,354	1,324
6	1,341	1,136	1,130	1,114	1,091
7	1,352	1,077	1,044	1,034	1,010
8	293	199	179	171	168
9	265	187	180	176	167
10	477	435	421	402	380
11	1,042	853	843	807	787
12	749	590	565	552	548
計	9,972	7,885	7,658	7,442	7,262

※在外選挙人は含まない。

2、投票区再編の検討に至った経過

投票区については、現在まで12投票区で実施し、そのうち第1投票区では旧添田小学校、第11投票区では旧真木小学校を投票所として利用していたが、令和7年4月に町内小学校が統合され、それらの小学校は閉校となった。現在跡地の利活用が検討され、旧真木小学校については令和7年8月に民間事業者と利活用に関する立地協定を締結したことに加え、旧添田小学校においても民間への譲渡・賃貸借などあらゆる方面の検討がなされており、投票所として利用できなくなる可能性が非常に高い。

また、令和元年執行の第25回参議院議員通常選挙では選挙期日に土砂災害警戒情報が発表され町内全域に警戒レベルを付した避難情報を発令した。投票日当日の災害対応は投票所の運営に加え避難所の運営や災害状況確認などに多くの職員を必要とするが、投票区数が多い現状では災害対応職員の確保が困難であった。各選挙での当日投票者数は期日前投票制度の定着などにより年々減少していることで各投票区の投票処理人数に余裕があることに加え、第4投票区では選挙人名簿登録者数が100人を切るなど小規模投票区の選挙人数が大幅に減少している状況であることから、効率的な選挙事務を執行することと併せ、頻発する災害に対応できる体制をつくるため町全体の投票区の見直しに至った。

【参考 衆議院議員総選挙における添田町の投票者数の推移】

執行日	選挙当日 選挙人数 (人)	当日 投票者数 (人)	期日前 投票者数 (人)	不在者 投票者数 (人)	投票率 (%)	投票率 【期日前のみ】 (%)
平成17年 9月11日	10,459	6,012	1,416	272	73.62	13.54
平成21年 8月30日	9,936	4,988	1,990	234	72.58	20.03
平成24年 12月16日	9,432	3,984	1,756	219	63.18	18.62
平成26年 12月14日	9,157	3,007	1,990	169	56.42	21.73
平成29年 10月22日	8,908	2,519	2,723	158	60.62	30.57
令和3年 10月31日	8,049	2,144	2,521	104	59.25	31.32
令和6年 10月27日	7,397	1,826	2,515	43	59.27	34.00

※在外選挙人は含まない。

3、投票区再編の考え方

昭和44年の旧自治省選挙部長通知によれば、投票所から選挙人の住居までの道程が3 km以上ある地区にあつては遠距離地区の解消に努めること。また、1投票区のエ選挙人数がおおむね3,000人を超えるものにあつては、おおむね3,000人を限度とすること。ただし、投票所から選挙人の住所までの道程が2 km以上あつて、かつ選挙人数が2,000人を超える場合は増設に努めることとなつてゐることから、投票区を再編するにあたり考慮すべき点は主に1投票区当たりの選挙人数、及び投票所から選挙人の住居までの距離である。

しかし、これは昭和44年当時に発せられたものであり、期日前投票制度の充実や車社会の進展など、選挙に関する状況は大きく変化してゐる。

令和7年9月定時登録時点でみると1投票区の平均人数は福岡県で3,681人、県内町村で2,993人となつており、このような状況の変化を踏まえたものと考えられる。

【参考 筑豊地域の投票区数及びポスター掲示場数】

自治体名	選挙人名簿 登録者数 (人)	投票区数	1投票区 平均人数 (人)	ポスター 掲示場数
直方市	45,418	14	3,244	106
飯塚市	106,084	42	2,525	317
田川市	36,754	15	2,450	109
宮若市	21,348	11	1,940	91
嘉麻市	29,002	19	1,526	143
小竹町	5,935	3	1,978	23
鞍手町	12,546	5	2,509	40
桂川町	10,722	6	1,787	44
香春町	8,518	5	1,703	41
添田町	7,262	12	605	85
糸田町	6,868	1	6,868	9
川崎町	12,638	7	1,805	50
大任町	4,111	4	1,027	26
赤村	2,377	2	1,188	17
福智町	17,461	5	3,492	43
県内 町村 計	487,895	163	2,993	
県内 市 計	3,712,822	978	3,796	
県 計	4,200,717	1,141	3,681	

※令和7年9月1日現在。在外選挙人は含まない。

※ポスター掲示場数は令和7年7月執行参議院議員通常選挙時の数。

町の現状は行政面積が広いことにも起因するが、選挙人名簿登録者数7,262人に対し投票区が12あり、1投票区の平均人数は605人と県平均を大きく下回っている。当選挙管理委員会としても上記事項を考慮し、投票区の数が増え、また投票所まで3km程度であれば特に支障はないと考えており、投票区の再編について以下のとおり町独自の基準を設けた。

- ① 再編は大字及び行政区を単位とし、併せて令和6年度以前の旧小学校区を基本に検討する
- ② 1投票区あたりの選挙人数は、町の1投票区あたりの平均選挙人数である600人から県の1投票区あたりの平均選挙人数3,600人程度とする
- ③ 投票所が変更になる行政区において、大部分の選挙人の住居から投票所までの距離がおおむね3km以上ある地域については、移動支援（交通手段の確保）を検討する

4、投票区の再編案

当選挙管理委員会は前述の【3、投票区再編の考え方】をもって投票区を現在の12から5に再編を行う（人数は令和7年9月1日現在）。

なお、投票区を5つに再編した場合の1投票区平均人数は1,452人となる。また、投票所については下記に示す施設を基本とするが、災害等で使用できない場合は、投票区内の公共施設を代替施設とする。

（1）第1投票区

①地域 大字添田（一部除く）、大字庄の一部、大字野田地域とする

- ・第1投票区（添田東、添田中：598人）
- ・第5投票区（町一、町二、町三、町四、伊原、やすらぎ：1,324人）
- ・第7投票区（野田、添田西、峰地、峰地団地：1,010人）
- ・第11投票区の一部（豊川：256人）を再編する。

町一行政区については、大字添田・大字庄にまたがるが、行政区内の住居の大部分が大字添田に属するため、第1投票区とする。再編後の選挙人名簿登録者数は3,188人。

②投票所 添田小学校とする

投票所はおおむね投票区を中心に位置し、駐車場も完備され、バリアフリー設備、冷暖房設備等も備え、町内で最大投票者数でも対応できる。

投票所までの距離については、新たに第1投票区となった北側に位置する豊川行政区・豊川教育集会所で約2.8kmと許容範囲内である。南側に位置する野田行政区・見地地区では最長3.8kmと離れているが、野田行政区の住居の大部分は3km以内に位置しているため許容範囲であると考え、移動支援は実施しない。

（2）第2投票区

①地域 大字柘田の一部、大字中元寺地域とする

- ・第2投票区（上中元寺、下中元寺：733人）

- ・第10投票区の一部（旧三崎、英彦山病院、なのみ：154人）を再編する。

旧三崎行政区については、大字柵田・大字中元寺にまたがるが、旧小学校区が旧中元寺小学校のため、第2投票区とする。再編後の選挙人名簿登録者数は887人。

②投票所 中元寺公民館とする

投票所はおおむね投票区の中心に位置し、駐車場も完備され、バリアフリー設備、冷暖房設備等も備える。

投票所までの距離については、新たに第2投票区となった旧三崎行政区で約2kmと許容範囲である。

（3）第3投票区

①地域 大字柵田（一部除く）、大字落合、大字英彦山地域とする

- ・第3投票区（上落合一、上落合二、下落合：363人）
- ・第4投票区（英彦山：93人）
- ・第10投票区の一部（下落合、柵田、一ノ宮：226人）を再編する。

再編後の選挙人名簿登録者数は682人。

②投票所 彦山公民館（彦山地区総合センター）とする

投票所はおおむね投票区の中心に位置し、駐車場も完備され、バリアフリー設備、冷暖房設備等も備える。

投票所までの距離については、新たに第3投票区となった英彦山行政区・英彦山公民館で約7.2km、柵田行政区・柵田公民館で約4.4km、一ノ宮行政区・一ノ宮公民館で約6km離れていることから移動支援を行う。下落合地区についてはBRT柳原駅地点で3.2km程度と許容範囲である。

（4）第4投票区

①地域 大字津野地域とする

- ・第8投票区（中津野の一部、下津野：168人）
- ・第9投票区（中津野の一部、上津野：167人）を再編する。

再編後の選挙人名簿登録者数は335人。

【3、投票区再編の考え方】②に記載する1投票区あたり600人以上とする基準を下回るが、最も近い第1投票区に再編を行った場合、10km以上離れる居所もあることから、①旧小学校区の基準をもって津野地域を第4投票区とする。

②投票所 津野公民館とする

投票所はおおむね投票区の中心に位置し、近隣に駐車スペースがあり冷暖房設備等も備える。バリアフリー対応ではないが、車いす等で介助が必要な選挙人が来所された場合は職員が対応する。

投票所までの距離については、新たに第4投票区となった上津野行政区の上津野活性化センターで約4.5km、山口地区では5.8km離れていることから移動支援を行う。

(5) 第5投票区

①地域 大字添田の一部、大字庄（一部除く）地域とする

- ・第6投票区（庄東、庄中、庄上、庄西、峰地北、桜橋、特養そえだ：1,091人）
- ・第11投票区の一部（真木、真木団地：531人）
- ・第12投票区（新城、岩瀬、添寿園：548人）を再編する。

庄東行政区・桜橋行政区については、大字添田・大字庄にまたがるが、行政区内の住居の大部分が大字庄に属するため、第5投票区とする。再編後の選挙人名簿登録者数は2,170人。

②投票所 オークホールとする

投票所はおおむね投票区を中心に位置し、駐車場も完備され、バリアフリー設備、冷暖房設備等も備え、町内2番目の投票者数にも対応できる。

投票所までの距離については、新たに第5投票区となった真木行政区の川崎町境で約2.7kmと許容範囲である。

【再編案における各投票所区割り】

投票区	投票所	地域（行政区）
第1投票区	添田小学校	大字添田（一部除く）、大字庄の一部、大字野田（野田、添田東、添田中、添田西、峰地、峰地団地、町一、町二、町三、町四、伊原、豊川、やすらぎ）
第2投票区	中元寺公民館	大字柘田の一部、大字中元寺（旧三崎、上中元寺、下中元寺、英彦山病院、なのみ）
第3投票区	彦山公民館 (彦山地区総合センター)	大字柘田（一部除く）、大字落合、大字英彦山（英彦山、上落合一、上落合二、下落合、柘田、一ノ宮）
第4投票区	津野公民館	大字津野（上津野、中津野、下津野）
第5投票区	オークホール	大字添田の一部、大字庄（一部除く）（庄東、庄中、庄上、庄西、峰地北、桜橋、新城、岩瀬、真木、真木団地、特養そえだ、添寿園）

5、移動支援の方法

①地域 移動支援を行う地域は次のとおりである。

- ・第3投票区 英彦山行政区
- ・第3投票区 柘田・一ノ宮行政区
- ・第4投票区 上津野行政区

②方法 移動支援は次の方法で行う。

投票日当日のみ対象行政区の公民館等から各投票所までの無料送迎車を用意する。

6、投票区再編の手続き及びスケジュール

投票区再編については、法的には選挙管理委員会の専権事項であり、選挙管理委員会での議決を経て告示を行えば効力は発生する。しかし、投票行為は国民の基本的権利であり、選挙にかかわる改正について選挙人の理解を得ることは非常に重要であることから令和7年11月25日から12月26日までパブリック・コメントを実施した結果、提出された意見は0件であった。

本計画における再編後の投票区は令和8年3月までに広報紙や町公式ホームページなどで周知を行い、令和8年4月1日以降に執行される選挙から適用する。